

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定によつて、次のように肥料を登録した。

令和六年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第 一二〇九号	広島県第 一二二〇号
肥料の種類	菌体肥料	副産石灰 肥料
肥料の名称	微生物研 究所の菌 体肥料	粒状かき がら副産 石灰
保証成分 (%)	窒素全量 二・一 りん酸全量 一・六	アルカリ分 四六・〇
その他 の規格	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり
生産業者の 氏名又は住 所	前 田 章 宏 広島県三原市本 郷町南方一八一 七番地	双葉三共株式会 社 広島県東広島市 西条町上三永五 三五番二一
登録 年月日	令和五年 二月一七日	令和五年 八月二二日